平成25年７月25日

各　位

会　社　名　株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名　代表取締役社長　　日下　孝明
（ＪＡＳＤＡＱ コード番号 ３３４４）
問合せ先　取締役管理本部長　　塚田　英雄
（ TEL：　０２９－８５３－１３１３）

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成25年７月25日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

１．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を定め、周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。さらに、「内部通報者保護規程」を策定し、通報者の保護を徹底するとともに、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見を図る。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアル等を整備し、その周知徹底を図る。また、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図る。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月１回の定時取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、週１回開催の経営会議において審議し、取締役会において執行決定を行うものとする。

さらに、社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図る。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点を取締役会及び経営会議において報告する。

また、当社の内部監査室において、定期または臨時にグループ各社の監査を実施し、経営会議及びグループ各社の関係部署に報告する。

６．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項､内部監査の実施状況､不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告するものとする。

また、監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

監査役は、会計監査人及び監査室と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

８．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の関係法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるために、関連諸規程を整備するとともに、内部統制の体制整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性を確保する。

９．反社会勢力排除に向けた体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関わりを持たず、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を図り厳格に対処する。

以　上